

武豊町分別収集計画

第10期

(令和5年度～9年度)

令和4年6月

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当 該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な 事項	9
《参考資料》	9

1. 計画策定の意義

第6次武豊町総合計画（スマイルビジョン TAKETOYO）では、「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」をまちの将来像とし、9つの基本目標を定め、これからのまちづくりを推進している。その中で、生活環境における施策の基本方針は、「効率的にごみ収集と資源化が進められた循環型社会が定着しているまち」及び「まち全体で環境美化の意識が高まり、きれいで衛生的な環境が保たれているまち」としている。

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルから、環境負荷を最小限に低減しながら、少ない資源で効率の良い経済社会を構築する循環型社会への移行が求められる。

こうした状況の中で、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」によって、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を、消費者は分別排出し、市町村はそれを分別収集し、事業者はそれを再商品化する制度ができた。

本計画は、町民・行政・事業者がそれぞれの責任を分担してこの制度を実施するために、容器包装リサイクル法第8条の規定に基づいて策定されたものである。本計画と武豊町ごみ処理基本計画の推進により容器包装廃棄物の3R リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に加えてリフューズ（購入拒否）を推進するとともに、もって一般廃棄物を減量し、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化を図るとともに、より一層持続可能な循環型社会の実現をめざすものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築
- ② 町民・行政・事業者が一体となった分別収集の促進
- ③ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクル、購入拒否を基本とした地域社会づくり

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5カ年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、缶類（スチール缶、アルミ缶）、びん類（無色、茶色、その他のびん）、古紙類（紙パック、段ボール）、紙類（ミックスペーパー・紙製容器包装）、プラスチック類（ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装）を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	2,993	2,978	2,961	2,955	2,953

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、町民、行政、事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

①リサイクル啓発活動の推進

a 町民に対する分別収集、排出抑制の啓発

町広報誌、冊子「ごみの分け方出し方」、ホームページ等を通じて分別排出（ごみの正しい出し方）の徹底した啓発を進める。

b 小学校4年生は、ごみ処理施設の見学や社会科副読本「たけとよ」を活用し、ごみの正しい出し方やごみの排出状況の認識を深め、リサイクルの啓発に努める。

c 町民を対象に廃棄物の発生抑制に関する環境学習を実施し、意識の啓発に務める。

②資源ごみ回収事業補助

子供会等、住民団体による集団回収を促進するため、報奨金の交付や手引きの配布などの支援を行う。

③過剰包装の抑制

レジ袋等の容器包装の有料化、買い物袋（マイバック）持参の普及啓発、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

【排出抑制のための役割分担】

(1) 町民の役割

リサイクルに適した商品の購買に努めること、簡易包装に協力すること、可燃ごみと資源などの分別の徹底を図ることなどにより、本当にもやさなければならないごみだけを可燃ごみとして排出する。

(2) 行政の役割

町民が排出しやすい仕組みを整え、ごみの減量化、リサイクルに関する啓発及び分別排出の指導をする。また、資源ごみ集団回収の促進や支援を行う。

(3) 事業者の役割

流通、販売段階での簡易包装を推進し、リサイクル商品や再生品の普及に努め、販売した商品の自主回収及び事業活動に伴うごみの減量化、再資源化の促進を図る。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器		缶類 (スチール缶、アルミ缶)
主としてガラス製の容器包装	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類 (無色、茶色、その他色びん)
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		紙パック (牛乳パック)
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する
主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器包装	26		27		21		21		21	
主としてアルミニウム製の容器包装	72		73		56		56		56	
無色のガラス製容器	(合計) 129		(合計) 129		(合計) 124		(合計) 124		(合計) 124	
	(引渡 量)	(独自処理 量) 129	(引渡 量)	(独自処理 量) 129	(引渡 量)	(独自処理 量) 124	(引渡 量)	(独自処理 量) 124	(引渡 量)	(独自処理 量) 124
茶色のガラス製容器	(合計) 105		(合計) 105		(合計) 101		(合計) 101		(合計) 101	
	(引渡 量)	(独自処理 量) 105	(引渡 量)	(独自処理 量) 105	(引渡 量)	(独自処理 量) 101	(引渡 量)	(独自処理 量) 101	(引渡 量)	(独自処理 量) 101
その他のガラス製容器	(合計) 60		(合計) 60		(合計) 57		(合計) 57		(合計) 57	
	(引渡 量)	(独自処理 量) 60	(引渡 量)	(独自処理 量) 60	(引渡 量)	(独自処理 量) 57	(引渡 量)	(独自処理 量) 57	(引渡 量)	(独自処理 量) 57
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	10		9		10		10		10	
主として段ボール製の容器	255		247		256		255		254	
主として紙製の容器であって上記以外のもの（菓子箱、各種包装紙等）	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油を充てんするためのもの	(合計) 91		(合計) 90		(合計) 105		(合計) 104		(合計) 104	
	(引渡 量)	(独自処理 量) 91	(引渡 量)	(独自処理 量) 90	(引渡 量)	(独自処理 量) 105	(引渡 量)	(独自処理 量) 104	(引渡 量)	(独自処理 量) 104
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 600		(合計) 600		(合計) 600		(合計) 600		(合計) 600	
	(引渡 量) 600	(独自処理 量)	(引渡 量) 600	(独自処理 量)	(引渡 量) 600	(独自処理 量)	(引渡 量) 600	(独自処理 量)	(引渡 量) 600	(独自処理 量)

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

○特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 令和3年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

※武豊町ごみ処理基本計画との整合をとるため、収集実績については、令和3年度の実績とした。

また、人口変動率については、知多南部地域ごみ処理基本計画との整合をとるため次の通り設定した。

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
42,129人 (対前年度比) △0.21%	42,037人 (対前年度比) △0.21%	41,898人 (対前年度比) △0.34%	41,759人 (対前年度比) △0.34%	41,620人 (対前年度比) △0.34%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

分別収集は現状の収集体制を活用して行う。それぞれの容器包装廃棄物の分別収集の実施主体は以下のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器	缶類	委託業者による定期回収 子ども会等による集団回収	委託業者
アルミ製容器			
無色のガラス製容器	びん類	委託業者による定期回収	委託業者
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器	牛乳パック	委託業者による定期回収 子ども会等による集団回収	委託業者
段ボール	段ボール		
紙製容器包装	紙類	委託業者による定期回収	委託業者
ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期回収	委託業者
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	委託業者による定期回収	委託業者

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

缶、びん、ペットボトル、紙パック、段ボールは直接、委託業者に搬入し、選別、保管を行う。

また、その他紙製容器包装およびその他プラスチック製容器包装については、民間のストックヤードにて選別、圧縮、保管する。分別収集の用に供する施設の概要は以下のとおりである。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール缶	網かご	2t平ボディ車	ストックヤード (選別、保管)
アルミ製容器	アルミ缶			
無色のガラス製容器	無色びん	プラスチック コンテナ	2t平ボディ車	
茶色のガラス製容器	茶色びん			
その他のガラス製 容器	青緑色びん 黒色びん			
紙パック	牛乳パック	十文字に縛 る	2t平ボディ車	
段ボール	段ボール			
紙製容器包装	紙類	資源専用 指定ごみ袋	2tパッカー車	ストックヤード (選別、圧縮、保管)
ペットボトル	ペットボトル	網かご	2t平ボディ車	ストックヤード (選別、保管)
プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	資源専用 指定ごみ袋	2tパッカー車	ストックヤード (選別、圧縮、保管)

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類等	施設等の仕様(形状形式、能力、数量等)及び整備計画	管理主体等	参考欄(現有施設状況)
1. 排出容器 ①リサイクルボックス	a 缶類 (スチール缶、アルミ缶分別)	(仕様) 材質：ポリエチレン 容量：200L 数量：分別収集場所1ヶ所あたり3～4個	町	平成6年度から分別収集開始
②折りたたみ式コンテナ	b びん類 (無色、茶色、その他びん分別)	(仕様) 材質：ポリプロピレン 容量：75L 数量：分別収集場所1ヶ所あたり10～13個	町	平成6年度から分別収集開始
③リサイクルボックス	c ペットボトル	(仕様) 材質：ポリエステル 容量：200L 数量：分別収集場所1ヶ所あたり4～6個	町	平成11年度から分別収集開始
2. 集積場所	上記a～c	分別収集場所および資源回収エコステーション	町	町委託業者やシルバー人材センターによる分別サポート
3. 運搬車両	委託	2t平ボディ車 パッカー車(プラ製容器包装)	委託業者	平成6年度から分別収集開始

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類等	施設等の仕様(形状形式、能力、数量等)及び整備計画	管理主体等	参考欄 (現有施設状況)
<p>中間処理施設 ① 選別・圧縮設備</p> <p>*缶類、紙製・プラ容器包装 IOP 工場 (全体面積 2001 m²)</p> <p>*びん類 臨海南工場 (全体面積 1650 m²)</p> <p>*ペットボトル 半田工場 (全体面積 1150 m²)</p>	a 缶類 (スチール缶、アルミ缶分別)	選別：ヤード手選別	民間	平成 6 年度から 供用開始 平成 29 年度より 場所変更
	b びん類 (無、紺、その他別)	主要機器：移動式手選別 コンベア	民間	
	c ペットボトル	選別：コンベア手選別、 圧縮(1m×1m×1m)	民間	平成 11 年度から 供用開始 令和 4 年度より 場所変更
	d 紙製容器包装	主要機器：トロンメル、風 力選別、手選 別コンベア、 圧縮	民間	平成 17 年度から 供用開始 平成 29 年度より 場所変更
	e プラ製 容器包装 (ペットボトル以外)	主要機器：トロンメル、風 力選別、手選 別コンベア、 圧縮	民間	
<p>② ストックヤード</p> <p>*缶 IOP 倉庫 (全体面積 165 m²)</p> <p>*びん 臨海南工場 (全体面積 1650 m²)</p> <p>*紙製・プラ製容器 包装ストックヤード IOP 工場 (全体面積 2001 m²)</p>	a 缶類 (スチール缶、アルミ缶分別)	形状：屋内ストックヤード 保管用倉庫 37 m ²	民間	
	b びん類 (無、紺、その他別)	形状：屋外ストックヤード 保管用倉庫 225 m ²	民間	
	c ペットボトル	形状：屋内ストックヤード 保管用倉庫 225 m ²	民間	
	d 紙製 容器包装	形状：屋内ストックヤード 78 m ²	民間	
	e プラ製 容器包装 (ペットボトル以外)	形状：屋内ストックヤード 78 m ²	民間	

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・町広報紙、冊子「ごみの分け方出し方」、ホームページ等を活用した情報提供を行い、町民が分別排出しやすい仕組みづくりをすること。

《参考資料》

(1) 容器包装廃棄物のフロー

武豊町における容器包装廃棄物に係わる分別排出と収集方法は下表のとおりである。

種類		収集・運搬	収集回数
資源ごみ	新聞紙	委託 直接搬入	エコステーション、 地区回収【月1回】
	雑誌		
	ダンボール		
	牛乳パック		
	布類		
	アルミ缶		
	スチール缶		
	生きびん		
	雑びん		
	ペットボトル		
	再資源不燃物		
	プラ製容器包装		エコステーション、 集積所（指定袋） 【週1回】
	紙類（ミックスペーパー・紙製容器包装）		エコステーション、 集積所（指定袋） 【週1回】

(2) 容器包装算定対象廃棄物の状況

《参考資料》

人口 99.3193 99.78257 99.7821 99.78162 99.66934 99.66824 99.66714

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
人口	42,313	42,221	42,129	42,037	41,898	41,759	41,620
人口変動率	-0.68%	-0.21%	-0.21%	-0.21%	-0.34%	-0.34%	-0.34%

家庭ごみの排出量・収集量 (単位: t)

排出区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
可燃	6,933	8,079	8,084	8,044	8,017	7,990	7,986
委託							
直接搬入							
不燃	102	646	646	643	641	639	638
委託							
直接搬入							
埋立	308	164	164	164	163	163	162
委託							
直接搬入							
計	7,343	8,889	8,894	8,851	8,821	8,792	8,786

(容器包装算定対象廃棄物) (単位: t)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
スチール 計	65	88	88	89	83	83	83
混入:0.7%	51	62	62	62	62	62	62
分別	14	26	26	27	21	21	21
集団							
アルミ 計	133	161	161	162	144	144	144
混入:1.0%	73	89	89	89	88	88	88
分別	60	72	72	73	56	56	56
集団							
ガラス 計	512	623	623	622	608	607	607
無色							
小計	243	298	298	297	292	291	291
混入:1.9%	140	169	169	168	168	167	167
分別	103	129	129	129	124	124	124
集団							
茶							
小計	198	238	238	238	233	233	233
混入:1.5%	110	133	133	133	132	132	132
分別	88	105	105	105	101	101	101
集団							
その他							
小計	71	87	87	87	83	83	83
混入:0.3%	22	27	27	27	26	26	26
分別	49	60	60	60	57	57	57
集団	0	0	0	0	0	0	0
紙パック 計	53	54	54	53	54	54	54
混入:0.5%	37	44	44	44	44	44	44
分別	16	10	10	9	10	10	10
集団							
段ボール 計	620	557	549	539	547	545	544
混入:3.3%	242	293	294	292	291	290	290
分別	378	264	255	247	256	255	254
集団							
紙製容器包装 計	0	0	0	0	0	0	0
混入:2.7%	0	0	0	0	0	0	0
分別	0	0	0	0			
集団							
ペットボトル 計	296	271	269	267	281	280	280
混入:2.0%	147	178	178	177	176	176	176
分別	149	93	91	90	105	104	104
集団							
プラ製容器包装 計	1,043	1,249	1,249	1,246	1,244	1,242	1,241
混入:7.3%	536	649	649	646	644	642	641
分別	507	600	600	600	600	600	600
集団							
合計	2,722	3,003	2,993	2,978	2,961	2,955	2,953

注1) 人口については、H28年8月知多南部地域ごみ処理基本計画の数値を使用。

注2) 混入については、手引きP33表2-3-1ごみ排出量(D2)に占める容器包装廃棄物比率(H28からR2年の5年間の平均数値)を使用。